

防災・構造

部会

準耐火建築物(ロ-2)

法第 27 条第 1 項第 2 号、施行令第 109 条の 2 の 2、施行令第 112 条第 2 項

準耐火建築物(ロ-2)に係る、層間変形角及び面積区画の取扱いについて

平成28年春期部会

平成 27 年 6 月施行の法第 27 条の改正により、法 27 条第 1 項第 2 号に該当する建築物で準耐火建築物(ロ-2)において、施行令第 109 条の 2 の 2 及び施行令第 112 条第 2 項については、適用しないものとして取扱う。